

論文

有形文化財の所在地について

Location of tangible cultural properties

安達 直哉

Naoya ADACHI

キーワード：文化財、国宝古今和歌集巻第二十、国宝太刀無銘一文字（山鳥毛）

はじめに

文化財の所有をめぐる国際的な問題が起こっていることについて、マスコミで報道されることがある。たとえば、英国の大英博物館所蔵のエルギンマーブルは、バルテノン神殿内に設置されていた彫刻が、一八〇一〜〇四年エルギン伯が削って英国に持ち去り、一八一六年政府に売却されたものである。近年に至って英国とギリシャの間でその帰属をめぐる論争が続いている。さらに大英博物館所蔵のロゼッタストーンをめぐる英国とエジプトが論争を繰り返している。これはBC一九六六年にエジプトで制作されたものであるが、一七九九年ナポレオン軍のエジプト遠征時に兵士が発見しフランスが所有した。しかし、一八〇一年英軍が仏軍を破ったため英国の所有となり、以後大英博物館に保管されている。近年エジプトが盛んに返還を要求したので二〇〇五年大英博はエジプトへ複製を贈るが、問題は解決していない。発掘資料で制作された国へ返還された例もあるが、ますます制作された国からは欧米の博物館にある文化財の返還を求める声は高まるばかりである。その文化財が生み出された国が持つべきか、あるいは長く伝来し保管してきた国にあるべきかという点が最大の争点である。わが国も他人事ではなく、韓国との間で論争が続いている。大倉集古館所蔵の利川五重石塔の帰属を巡る問題

は報道されることがある(1)。

ただし本稿ではこのような国際的な問題ではなく、国内における類似の問題を取り上げたい。すなわち、国内でも、その文化財が一体どこにあるのがふさわしいのかということが問題になることがある。中央と地方、あるいは地方同士で問題化したことがあり、まず前者の例として国宝古今和歌集巻第二十(高野切本)を取り上げ、次いで後者の例として国宝太刀 無銘一文字(山鳥毛)について検討していきたい。

一、国宝古今和歌集巻第二十(高野切本)

まずこの作品の内容の概略を述べておく。古今和歌集巻第二十の写本で、縦二六・四cm、全長二六・二cmの卷子装に仕立てられている。古筆の中では最も知られた高野切の第一種にあたり、十一C後期の写とされる。巻二十が欠失なく残っていることからその価値の高さが認められる。伝来については不明な点も多いが、戦国時代に山内一豊の妻が入手したとされ、以後長く土佐の大名山内氏が所蔵していた。明治維新後山内氏は東京に在住し、いつからか作品そのものは東京国立博物館に寄託されていた。

平成十五年（二〇〇三）頃にその売却話が持ち上がり、高知県が購入するか否かで論争が起こったのである。その経過を振り返るにあたり、まず以下の平成十六年八月十四日朝刊の新聞記事を引用する。

高知県は十三日、旧土佐藩主山内一豊を支えた賢妻として名高い千代ゆかりの品とされる国宝「古今和歌集巻第二十（高野切本）」を、七億円で山内家から購入する方針を明らかにした。この国宝は現在、東京国立博物館に寄託されている。県は、同家から千代の肖像画など山内家まつわる美術工芸品や古文書計約三万六千点の寄贈を受けたことも公表した。（中略）

県は購入費用を盛り込んだ補正予算案を九月定例県議会に提案する方針。

（朝日新聞大阪版による）

八月十三日に高知県がこの作品を七億円で購入する方針を明らかにし、九月の県議会に補正予算案を提案することである。さらに同家から三万六千点の寄贈を受けたとあるが、それらには、同家の代々藩主が授受した書状を集めた長帳と呼ばれる古文書など約一万八千点のほか、古写真約一万点、武器、書、茶道具、能面などの美術工芸品、一豊と妻見性院の肖像画や書状などが含まれる。実際には同年七月二十六日に寄贈を受けていた⁽²⁾。

次に高知県が購入するに至る経過を振り返っておきたい。高知県と山内家とは以前から交流があり、平成十五年度までに一万点余りの古文書を含む歴史資料、三〇〇点余りの美術工芸品の寄贈を受けているとともに、平成七～十五年度に一五〇九点を三億七九五万円で購入している。ところが、山内家の先代が亡くなり、平成十六年七月の相続税の申告期限を控え、山内家資料の散逸が危惧されるような事態となったことにより、同年七月十五日に山内家から県に対し、これまでの寄託資料全ての寄贈、高野切本の県への七億円での売渡しについて申出がなされたのである。国宝の先買権がある文化庁の考えは、山内家から購入の申入れがあれば検討するが、五～六年先になる可能性があるとのことであったため、以後高知県が対応することになった⁽³⁾。

同年十月八日に県議会本会議において、知事提出の原案どおり可決され、七億円で購入することが決まった⁽⁴⁾。ただ購入後作品は高知市内にある県と高知市が出資した土佐山内家宝物資料館で保管されなかった。その理由は、築四十五年の施設の老朽化が指摘されていたためである。そのため、南国市にある高知県立歴史民俗資料館にて保管され、平成二十八年（二〇一六）十二月になって高知城近くに設立

された高知県立高知城歴史博物館に現在は移管されている⁽⁵⁾。

ところが、この購入に反対する意見が多くあり、平成十六年十月八日には県市民オンブズマン連絡会議のメンバーが購入の差し止めなどを求める住民監査請求を提出したが、十二月に県監査委員はこの請求を棄却した⁽⁶⁾。

また、購入後すぐに展示に活用され県民に披露された。翌平成十七年四月二日から五月二十九日まで特別展「土佐藩主山内家の至宝 国宝と重要文化財」（土佐山内家宝物資料館主催、県共催）が高知市内の県立文学館において開催された。ただし、高野切本は四月二日から十日までと二十六日から五月八日までの展示であり、それ以外は複製品を代用していた⁽⁷⁾。

続いていよいよNHK大河ドラマ「功名が辻」の放映に合わせて特別展「山内一豊とその妻」が同年十二月二十三日から翌年二月五日に東京都の江戸東京博物館、四月十五日から五月二十八日に静岡県立美術館、七月十五日から八月三十一日に高知県立文学館で開催された⁽⁸⁾。特に高知では大きな期待を集め大々的にオープンした。

NHK大河ドラマ「功名が辻」の特別展「山内一豊とその妻」（土佐山内家宝物資料館など主催、朝日新聞高知総局など後援）が十五日、高知市丸ノ内一丁目の県立文学館で始まる。十四日には開会式とテープカットが行われ、ドラマで一豊の妻・千代を演じている女優の仲間由紀恵さんも駆けつけてPRした。

（中略）

七月十五～二十三日、八月九～十五日には国宝「古今和歌集巻第二十（高野切本）」も展示。

（朝日新聞二〇〇六年七月十五日朝刊高知版）

さて、ここまでその後の経過を含めて述べてきたが、それではこの高知県による古今集の購入は正解であったのか否か考えてみたい。そこで、先に参考とした平成十六年十二月一日付けの高知県職員措置請求監査報告書に示される購入を求める県と反対派の意見は大変興味深いので、要点を整理し掲げてみよう。ただし手続きの点についての主張も多いがそれは省略する。

購入に反対する人々の主張する点は以下の通りである。

①文化財保護法によって国宝の管理は万全の措置が講じられ、国外に流失するとか散逸する心配はない。東京国立博物館で最高の状態で管理されている国宝を県が七億円も出して購入する必要がない。

②取得してもこれを管理する体制が十分であるとは思えない
 ③破綻状況の県の財政では文化基金の二倍に近い金を使う余裕はない。そして、
 いうまでもなく県は山内家の財政難を背負う義務はない。

④古文書など書跡を購入しても観光資源とはならない。
 それに対して購入を進める県の主張は次の通りである。

①山内家の先代が亡くなったことで相続の問題が起き、山内家資料が散逸する
 恐れが出てきたこと。

②この国宝を購入することで寄贈、寄託と合わせ、山内家資料がすべて県に移管
 され、県民共有の財産として後世に伝えることが可能になる。

③高野切本は、土佐国守であった紀貫之が選者となった古今和歌集の現存最古
 の写本であり、紀貫之筆との説もある。また、初代藩主の妻が実家から持参し、
 二代藩主に形見として贈ったものとされ本県とは縁の深いものである。

④高野切本は古筆の第一に挙げられ、書跡資料として最高ランクに位置づけら
 れる国宝で文化的価値が高い。また、仮名文字の手本として書道の盛んな本県
 において有意義な活用が期待できる。

⑤NHKの大河ドラマ「功名が辻」が平成十八年に放映されることが決まってお
 り、高野切本が千代ゆかりのもので観光資源としてインパクトが大変大きい。

観光面での活用を図ることにより、経済効果が見込まれる。

まず賛成意見の①②について、確かに山内家資料の散逸は免れることができた
 のは事実である。国宝の古今集のみでなく他の古文書、美術工芸品も一括して県に
 移管された。③の前半部について、「高野切本は、土佐国守であった紀貫之が選者
 となった古今和歌集の現存最古の写本であり、紀貫之筆との説もある。」とあるが、
 この高野切本は紀貫之筆では書写時期を考えても無理があり、あくまでも伝承筆
 者である。ただ後半部において初代藩主の妻が実家から持参したことは事実か否
 か分からないが、山内家に代々伝来したことは間違いなく、県とは縁の深いもの
 であることは事実である。ただ山内家が明治維新後ずっと東京に在住していたこと、
 作品も東京国立博物館に保管されていたことは気に掛かる。

④⑤において活用面のこと述べられるが、書道の盛んな県において有意義な
 活用がされるかどうか、この高野切を脇に置いて臨書ができるわけでもない。さら
 にNHKの大河ドラマ「功名が辻」が平成十八年に放映されることにちなみ、観光
 面での活用を図ることにより、経済効果が見込まれると予想していたが、これはあ

まり効果を上げたとは思われず、反対意見の④は的を射ている。たとえ国宝といえ
 ども書跡一巻で観光客を呼び込む効果は薄いであろう。

次に反対意見の主張を考えてみたい。①において確かに国宝は国に先買権があ
 り、国も数年後には購入する意向を示していたので、高野切本が散逸する恐れは少
 ないであろう。ただ山内家が相続のためにすぐに売却したい意向を示していたの
 で、県が購入したのは幸いであつたのかもしれない。しかし、②の管理体制が不十
 分なのは事実であつた。最も縁の深い土佐山内家宝物資料館は老朽化がすすみ保
 管施設として不十分であつたとみえ、数年後には閉館されてしまった。そこで、高
 知県立歴史民俗資料館に保管されたが、保管施設としての設備は整っていたかも
 しれないが、国宝の書跡としてはあまり相応しくはなく、しかも高知市から離れた
 南国市であつた。そのため、この資料館で展示されることはなかった。ただ現在は
 高知市内にある高知県立高知城歴史博物館に移管され保管体制、活用の体制にも
 問題はなくなっている。③の県の財政状況から購入は不可というのは賛成できな
 い。そうするとほとんどの地方公共団体は貴重な文化財を購入することはできな
 くなる。必要度が高ければ少々無理をしても購入することは差し支えないのでは
 なからうか。

結局、伝来の重要性、地方の振興、保存管理体制を総合的に考慮すれば、山内家
 資料の一括保存は果たされたものの、地方の振興にはあまり役立たず、当時の保管
 施設が不十分であつたことからすれば、平成十六年度に県が購入する積極的な理
 由はなかったと考える。また、この件はここ数年ゼミの授業で学生に意見を求めて
 きたが、多数意見は東京で多くの人に見てもらった方がよいというものであつた。
 さらに今まで二人の高知県出身者がいたが、いずれも高知県ではこの古今集につ
 いての関心が低く地方の振興に役立っておらず、購入すべきではなかったという
 意見であつた。

二、国宝太刀 無銘一文字（山鳥毛）

この国宝の太刀もどこが所有するのが妥当であるのかを争った事例として興味
 深いので、以下その経緯を振り返りながら考えてみたい。

まずこの作品の概要について述べておく。刃長七九・一cm、反り三・三cm、元幅
 三・五cm、先幅二・二cm、鋒長三・三cmのもので、刀の生産地として知られる備前
 国の一文字派の最盛期である鎌倉時代中期の太刀である。特に刃文が最も大模様

に乱れて刃中の変化に富んだ作と評価される。山鳥毛と号されるのは、その刃文が山鳥の羽毛に似ているからという説がある。関東管領に伝わった品⁽⁹⁾とか、上杉謙信に献上されたものとか伝えられる⁽¹⁰⁾が、詳細は不明である。ただし景勝自筆の「腰物目録」に「山鳥毛」の記述があり⁽¹¹⁾、景勝の愛刀として上杉家に伝来したことは確かである。第二次世界大戦後に上杉家から岡山県の愛刀家の元に渡ったとされ、平成九年（一九九七）からは岡山県立博物館に寄託されていた⁽¹²⁾。

平成二十八年（二〇一六）に新潟県上越市市長が市として購入する趣旨の記者会見を開いたのが事の発端である。以下新聞記事をみてみよう。

上杉謙信と景勝が愛用し、現在は国宝に指定されている太刀を上越市が購入する方針を固め、村山秀幸市長が二十三日発表した。歴史に特化した博物館として二〇一八年七月にリニューアルオープンする予定の市立総合博物館の目玉にする考えだ。（中略）

市は所有者の「市が希望するなら太刀を謙信の故郷に戻したい」との意向を確認したという。

専門家による評価額は三億二千万円。市は市民からの寄付を募るとともに、市外からの寄付も得られるようふるさと納税受け入れの準備を進めるため、九月補正予算案にPR用チラシの印刷代など三十八万円を計上した。十七年度当初予算に太刀購入に必要な経費を計上し、同年度中に太刀を買い取る計画だ。

県教委によると、県内の国宝は十日町市の笹山遺跡から出土した深鉢形土器（火焰（かえん）型土器を含む九二八点の出土品で構成）の一件しかない。

（朝日新聞八月二十四日朝刊新潟県版）

上杉謙信が居城を構えた春日山城（現上越市内）を景勝が慶長三年（一五九八）に離れたため、上杉家ゆかりの品がほとんど市内からなくなつたので、この謙信・上杉家ゆかりのものを求める声は根強かつたことである。これによって市は市民からの寄付を募るとともに、ふるさと納税をも活用しての購入に向けて準備を進めた。翌平成二十九年二月市は総額一〇七六億円の予算のうちこの太刀購入のため三・二億円の新年度予算案を計上した⁽¹³⁾。同時期、岡山県ではこの太刀を保管する岡山県立博物館に国宝は二件しかなく、貴重な文化財が流出する事態となると報じられた⁽¹⁴⁾のは注目される。県外への流出ととらえられていたことがわかる。

賛成する人々は「国宝謙信公太刀（山鳥毛）収集市民会議」を発足させた⁽¹⁵⁾のに対し、反対派は税金での購入に反対を示す署名活動を行う⁽¹⁶⁾など市民は真つ二つに分かれてしまった。しかしながら、市が専門家の算定した三・二億円に対して所有者は五億円以上を希望したため、購入金額が折り合わず、同年十一月に上越市は購入を断念した⁽¹⁷⁾。

この太刀の購入は宙に浮いたかに見えたが、翌平成三十年（二〇一八）一月になつて所有者から岡山県瀬戸内市に対して譲渡の打診があり、同年四月に瀬戸内市は購入の方針を表明した。

瀬戸内市は二十三日、上杉謙信が愛用したとされる国宝の備前刀「太刀 無銘 一文字」（愛称・山鳥毛）を、岡山県在住の個人の所有者から購入する方針を表明した。この刀は新潟県上越市が購入を目指して所有者と交渉を続けたが、売買金額で折り合いがつかず、昨秋に購入を断念していた。

二十三日に開かれた瀬戸内市議会の総務文教常任委員会で市が購入方針を示した。市によると、所有者が提示した売却額は五億円。市はクラウドファンディング（インターネットを通じて不特定多数の人々から資金を集める）型のふるさと納税で資金調達する方針だ。

（朝日新聞二〇一八年四月二十六日朝刊岡山県版）

この記事にあるように市はクラウドファンディングによって資金の調達を考えた。六月には専門家五人による評価委員会を開催し、その意見書によれば、この太刀が瀬戸内市長船町を拠点にした福岡一文字派の制作になり、市が購入することで教育文化的価値や観光といった産業活動への影響など、波及効果も含めて総合的に評価した結果、五億円以上の価値を有すると結論づけた⁽¹⁸⁾。購入のための議案も市議会で可決され寄付金を集めることになった⁽¹⁹⁾。しかし、七月に西日本豪雨が瀬戸内市にも被害を与えたため、プロジェクトの開始は遅れたが、十一月一日からクラウドファンディング（CF）型のふるさと納税（国内外、企業）が開始された。市長はたびたび購入の目的について「街づくりや地域経済に大きな効果が期待でき、刀匠の技術伝承という社会的意義があり、県ゆかりの文化財を県にとどめることに貢献できる⁽²⁰⁾」と発言した。この太刀が市内の刀匠の製作意欲を高めると同時に、存在が地域の核となり、地域経済の活性化にもつながる可能性があるとして理解されていた。

一時寄付金が順調に集まらず公費の投入も検討されたが、引き続き寄付金によ

つて資金調達することになった。この購入問題が顕在化した後多くの反対意見も出され、市民団体から中止を求める署名簿も提出されたが、いずれの理由も税金で購入することや経済効果への疑問、他の事業を優先するべきというものであった⁽²¹⁾。市内の備前長船刀剣博物館において令和元年(二〇一九)九月十四日から開催された特別展「一文字と長船」の中で十月八日から十四日にかけて、山鳥毛が陳列されたことが関心を高め、翌令和二年(二〇二〇)一月二十八日、寄付額が目標を上回ったことが報じられた。

瀬戸内市は二十七日、戦国武将・上杉謙信が愛用したとされる国宝の備前刀「太刀 無銘一文字(むめいいちもんじ)」（愛称・山鳥毛(さんちようもう)）の購入費として募っていた寄付が、目標の五億一三〇九万円を超えたと発表された。市は所有者と二月中にも仮契約を結び、議会の議決を経て買い取る見通しという。(中略)

記者会見した武久頭也市長によると、二十六日現在で八億円を超す寄付が国内外の延べ一万四千超の個人や企業から寄せられ、目標額と返礼品などの経費を加えた総額を上回った。昨年末から急ピッチで増えたという。

(朝日新聞二〇二〇年一月二十八日朝刊岡山県版)

その後市議会の承認を得て三月に市側に引き渡され、備前長船博物館にて新型コロナウイルス拡大の影響で当初の春の展示は延期されたが、秋の九月十日から十月四日まで展示され好評であった⁽²²⁾。

この太刀を瀬戸内市が購入するにあたっての目的、効用については市のホームページなどに示されており⁽²³⁾、整理すると以下ようになる。

- ①制作地として守る
制作者とされる福岡一文字派は、現在の瀬戸内市長船町福岡を拠点に活躍した刀工集団であり、瀬戸内市は山鳥毛の生まれ故郷である。
- ②散逸の恐れがある
瀬戸内市が購入できなければ他に売却されると考えられ、岡山県外へ持ち出されることや一般に公開されなくなることも想定される。
- ③刀剣の博物館がありそこで保管できる
市内にある備前長船刀剣博物館には、国宝・重要文化財の刀剣の所蔵はないので、ここで保管し展示する。そのために施設の改修を進める。
- ④伝統技術の継承

市内において数少なくなっている刀匠などの職人の育成を通じ、日本刀に込められた我が国の伝統技術の継承と発展に貢献する。

⑤地域振興・観光資源としての活用

博物館入館者の増加が見込まれ、博物館周辺の観光施設や飲食店等に立ち寄ることにより地域消費が高まる。歴史文化資源を活用した観光拠点づくりを進め、交流人口や関係人口の増加を図る、また瀬戸内市でしか体験・体感することのできないオンリーワンの観光商品の開発に尽力する。

⑥子どもへの教育効果

児童生徒が直に国宝を目にし、そのすばらしさに触れることで、これを生み出した地域に興味を持ち、その歴史について探求しようとする気持ちが高まる。さまざまな困難な状況があったものの、この太刀は制作地に「戻され」活用されることとなった。瀬戸内市の尽力には敬意を表するものである。地域の活性化や地域教育に成果を上げることが期待される。

しかしながら、少し気に掛かる点がある。すなわち、第一に市が二〇二〇年度から「文化観光部」を新設して文化財に関する業務を教育委員会から市長直属にし、保存や活用を一体的に担えるようにしたことである。観光面が優先される恐れはないのだろうか。また瀬戸内市は二〇二二年一月二十六日に地域活性化を実現したとして令和二年度企業版ふるさと納税に係る地方創生担当大臣表彰を受賞した⁽²⁴⁾。これも地方創生大臣が過去に発言した内容⁽²⁵⁾を併せて考えると、保存より活用面のみが評価される危険性を感じるのである。先の市の立案した活用基本計画にある保存関係の計画が進められることを望みたい。

さて、結果的にはこの太刀は制作地において保存活用されることになったが、果たして制作地の岡山県瀬戸内市にあるのがよいのか、あるいは長く所有者として伝えていた上杉家とゆかりの深い新潟県上越市にあるのがよいのかを考えたい。

まず保管施設は両方とも市立の博物館があり相応しい内容も備えている。地域振興への取り組みも双方とも熱意を示していた。しかし、上越市は上杉謙信・景勝および上杉家との縁を主張していたが、謙信に献上されたのが事実であるか否かが確定できないこと、上杉家は江戸時代に山形県米沢市の大名であったことを考えればやや根拠が薄いように思われる。それに対して瀬戸内市の方は制作地として間違いないので、根拠はより優ると考えられるとともに、何より市民の支持が厚かった点が重要である。

おわりに

ここまで「古今和歌集卷第二十(高野切)」と「太刀 無銘一文字(山鳥毛)」をめぐって東京、地方のどこに文化財があるのがよいのかを述べてきた。

その際に考慮すべき主な事柄は、①制作地、伝来地としてどこまで根拠があるのか、②保管施設が相応しいものであるか、③その地域の文化財としてどこまで住民の支持を受け、地域の振興に役立てることができるのかである。高知県の古今集の例では、地域に根ざした文化財として県民にとらえられていないことが分かる。この①、②、③を総合的に判断することになるが、作品の分野によっても相違が生じることが考えられる。すなわち、地域の信仰に根ざした彫刻、地域の歴史の資料として重要な古文書や発掘品などは、一括保存の必要性も高く、その地で保存活用するのが相応しい。

最後に東京への一極集中について一言触れておきたい。国宝や重要文化財の都道府県別の一覧表²⁶⁾を見れば一目瞭然である。石器や古墳時代の発掘品のように歴史的、制度的に東京に集積されたものもある²⁷⁾が、財力のある所有者や大きな博物館などに自然と集まったものも多い。しかし、近年の自然災害を見ても、あるいは遠からず首都圏には大規模な地震が予想されていることを考えても、ある程度地方への分散化も緊急の課題であると思われる。以前は地方の保管施設の設備に不安があったが、現在ではその内容はどの県でも充実しているのであるから。

注

(1)・荒井信一『コロナリズムと文化財―近代日本と朝鮮から考える』岩波新書 岩波書店 二〇二二年七月。

・五十嵐彰『文化財返還問題を考える』岩波ブックレット 岩波書店 二〇一九年十一月。

(2) 朝日新聞二〇〇四年八月十四日朝刊高知版、平成十六年十二月一日高知県職員措置請求監査報告書。

(3) 以上の記述は、平成十六年十二月一日高知県職員措置請求監査報告書による。

(4) 朝日新聞二〇〇四年十月九日朝刊高知版。

(5) 高知県庁HP中の教育委員会文化財課の項目による(令和三年三月三十日閲覧)。

(6) 朝日新聞二〇〇四年十二月三日朝刊高知版。

(7) 朝日新聞二〇〇五年四月三日朝刊高知版。

(8) 朝日新聞二〇〇五年十二月三日朝刊高知版。

(9) 佐藤寒山『武将と名刀』人物往来社 一九六四年、しかし論拠は示されていない。

(10) 福永酔剣『日本刀大百科事典』には、「上杉家刀剣台帳」に、弘治二十年十月に上杉謙信が上州に向かった際に白井城主長尾憲景から献上されたとの記述があるが、「上杉家刀剣台帳」は近代のものでどこまで信頼できるかわからない。

(11) 角屋由美子「米沢藩上杉家とその文化財」『定本 上杉名宝集』郷土出版社、一九九六年七月。

(12) 瀬戸内市『議会だよりせとうち』二〇一八・八・一第五十五号。

(13) 朝日新聞二〇一七年二月二十二日朝刊新潟県版。

(14) 山陽新聞デジタル二〇一七年八月二十七日。

(15) 上越タウンジャーナル二〇一六年九月六日。

(16) 上越タウンジャーナル二〇一七年三月二十二日。

(17) 朝日新聞二〇一七年十一月十九日・二十二日新潟県版。

(18) 朝日新聞二〇一八年六月二十日朝刊岡山県版。

(19) 朝日新聞二〇一八年六月二十七日朝刊岡山県版。

(20) 朝日新聞二〇一九年二月十五日朝刊岡山県版。

(21) 朝日新聞二〇一九年二月二十七日朝刊岡山県版。

(22) 朝日新聞二〇二〇年九月十一日朝刊岡山県版。

(23) 瀬戸内市『山鳥毛里帰りプロジェクト』に関する様々な疑問に答えます

(令和元年五月十三日)、『瀬戸内市『山鳥毛』里帰りプロジェクト：現在の取組状況』『広報せとうち』一七六号 二〇一九年七月、瀬戸内市「瀬戸内市山鳥毛里づくりプロジェクト(国宝「山鳥毛」活用基本計画)」令和二年三月。

(24) 内閣府 地方創生推進事務局『令和二年度 企業版ふるさと納税に係る大臣表彰』二〇二二年一月。

(25) 二〇一七年四月、当時の地方創生大臣の山本幸三氏は、「一番がんなのは学芸員。普通の観光マインドが全くない。この連中を一扫しないと」「新しいアイデアに、学芸員は『文化財だから』と全部反対する。学芸員だけの文化財でやっている」と、これから観光立国で生きていくことができな
い。」と発言したと報道され大問題となった。

(朝日新聞二〇一七年四月十七日朝刊全国版)

(26) 文化庁HP政策について―文化財―文化財の紹介

―地方の指定文化財―都道府県・市町村指定等文化財の件数。

(27) 高木博志「現地保存の歴史と課題―地域の文化財は地域のもの―」『日本史研究』六〇二号 二〇一二年十月。